

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続的に企業価値を増大させるためには、経営の効率性と健全性を高めるとともにコーポレート・ガバナンスの充実をはかることが最重要課題であるとの観点から、リスク管理、監督機能の強化に努め、経営の健全性・透明性を高めていく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しておりますので、本欄に記載すべき事項はありません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社E. T.	338,000	24.31
時津 孝康	272,000	19.56
久家 昌起	76,000	5.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	68,500	4.92
株式会社SBI証券	56,100	4.03
中村 望	36,000	2.58
日本証券金融株式会社	26,200	1.88
楽天証券株式会社	22,300	1.60
岸 哲也	20,000	1.43
岸 政代	20,000	1.43

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	——
--------------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

株式会社E. T. は、当社代表取締役社長である時津孝康の資産管理を目的とする会社であり、時津孝康及びその近親者で全株式を保有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ、福岡 Q-Board
-------------	--------------------

決算期	6 月
-----	-----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松本 真輔	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松本 真輔	○	—	弁護士として豊富な法律の知識及び実務経験を有しており、当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任しております。また、当社と特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから、独立役員として選任しているものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査体制は、監査役監査、内部監査及び会計監査人による会計監査の3つを基本としております。
いわゆる三様監査（監査役監査、内部監査及び会計監査人監査）それぞれの実効性を高め、かつ全体として監査の質的向上と有機的な連携・相互補完を図るため、監査役、内部監査室及び会計監査人は、原則四半期ごとに三者間での討議を行い、各監査間での監査計画・監査結果の報告、情報の共有化、意見交換など緊密な相互連携の強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山本 宣哉	その他													
河上 康洋	税理士										△			
徳臣 啓至	その他										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 宣哉	○	—	豊富なビジネス及び経営経験と、幅広い知識を有していることから、社外監査役に選任しております。また、当社と特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから、独立役員として選任しているものであります。
河上 康洋	○	社外監査役の河上康洋氏は当社の顧問税理士でしたが、当該契約は取引金額も僅少であり、かつ平成24年12月に解除されているため、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	税理士としての豊富な経験と税務・会計の知識等に基づき、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくことにより、引続き当社経営の健全性・適正性の確保に資することを期待し、社外監査役として選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しております。
徳臣 啓至	○	社外監査役の徳臣啓至氏と当社間において、過去数回に渡り当社の登記に関する業務委託取引がございましたが当該取引は取引金額も僅少であり、社外監査役就任以降このような取引は行っており、	同氏は、司法書士であり会社法に関する豊富な知見を有しております。そのため、当社の監査体制の強化を担えるものと判断し、社外監査役として選任しております。

今後も行わないものとしております。このため、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲、士気を一層高めることを目的とし、当社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員に対して、新株予約権を付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

業績向上への意欲、士気を高揚せしめ、もって当社企業価値をさらに向上させることを目的とするものであります。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役の報酬等はそれぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、職務及び会社の業績を勘案し、取締役会で決定しております。監査役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役が決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは、経営管理部で行っております。

取締役会の資料は、原則として取締役会事務局より事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分に検討する時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、常勤監査役の経営会議への出席を促進しております。その他の社外監査役に対しては、常勤監査役より監査役監査、会計監査、内部監査間の情報共有を促進しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社の取締役会は、本書提出日現在、取締役5名（うち社外取締役1名）で構成されております。取締役会は、定例取締役会を毎月1回の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務を執行するとともに、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。また、経営方針、年度予算その他重要な事項に関する意思決定、月次予算統制その他重要事項の報告により業務執行及び各取締役の職務執行状況の監督を行っております。なお、取締役会には、すべての監査役が毎回出席し、必要に応じ意見陳述をする等、取締役の業務執行の状況を監査しております。

当社は、監査役会制度を採用しており、常勤監査役及び非常勤監査役2名で構成されており、3名とも社外監査役であります。毎月1回開催する定例監査役会のほか、必要に応じて臨時的監査役会を開催し、会社の運営状況等について意見交換を行い、監査方針、監査計画、監査に関する重要事項の協議及び決議を行っております。また、監査計画に基づく監査手続を実施するとともに、取締役会及び経営会議等重要な会議に出席し取締役の職務執行を全般にわたって監視する他、会計監査人や内部監査室と連携し、経営に対する適切な監視を実施しております。

経営会議は、常勤の取締役、常勤監査役及び各部署の部長の他、必要に応じて代表取締役社長が指名する者で構成されており、原則毎月1回開催しております。取締役会付議事項の協議や各部門からの業務執行状況及び事業実績の報告、月次業績の予実分析と審議を行っておりま

す。

当社と業務執行取締役等でない取締役並びに監査役は、会社法第423条第1項における責任は、会社法第427条第1項に定める金額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、本書提出日現在において、取締役5名うち社外取締役1名、監査役3名うち社外監査役3名の体制であります。社外取締役及び社外監査役は、監督機能の強化又は監査役の監査機能の強化のため、当社にとって重要な位置付けであります。社外取締役は、議決権を有する取締役会の一員として、審議及び決議に参加することで、取締役会としての監督機能の向上に努めております。また、社外監査役による取締役会での発言は、経営の透明性、客観性及び適正性の確保に貢献しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知につきましては、可能な範囲で早期発送に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日につきましては、他社の株主総会が集中する日を避け、多くの株主にとって出席しやすいと思われる日を設定するように留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討していくべき課題と認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討していくべき課題と認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討していくべき課題と認識しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社コーポレートサイトへの掲載を検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	会社説明会・決算説明会を随時及び定期的に開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び通期決算発表後に決算説明会を定期的に開催する予定であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIR情報ページを設け、決算情報(決算短信・四半期決算短信)及び決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社はコンプライアンス指針にて、株主に対して、適切な情報開示を実施して透明性の高い経営を行う旨、定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に、当社の経営方針、事業活動、財務情報等に関する情報を分かりやすく公平かつ適時・適切に提供することを基本方針としております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方)

当社は、継続的に企業価値を増大させるためには、経営の効率性と健全性を高めるとともに、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることが最重要課題であるとの観点から、リスク管理、監督機能の強化に務め、経営の健全性・透明性を高めていく方針であります。

(内部統制システムの整備状況)

1. 取締役の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制

(1) 取締役は他の取締役の法令、定款違反行為を発見した場合、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。

(2) 当社は、コンプライアンス体制の基礎として、当社役職員が遵守すべき規範として「コンプライアンス指針」及び「コンプライアンス規程」を定める。

(3) 当社は、取締役会規程を初めとする社内規程を制定、及び必要に応じて改訂し、業務の標準化及び経営秩序の維持を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 株主総会、取締役会、経営会議その他重要な意思決定に係る情報は、法令及び当社の「文書管理規程」に基づき、適切に保管・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 「危機管理規程」を定め、当社の経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、当社の損失を最小限に抑えるとともに早期の原状回復に努める。

(2) プライバシーマーク及びISO27001の認証を受け、個人情報を含む情報セキュリティ管理に取り組む。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 定例取締役会を毎月1回開催する他、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。

(2) 職務執行に関する権限及び責任は、業務分掌規程、組織規程、職務権限規程等において明文化し、適宜適切に見直しを行う。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて、専任又は兼任の使用人を置く。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役は、監査役が取締役会及び経営会議その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、これらの会議に出席できる環境を整備する。

(2) 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、取締役による違法、または不正な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告する。

7. その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。

(2) 監査役は、監査法人及び内部監査担当と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行う。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役社長の指示のもと、金融商品取引法に基づく内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、適正に機能することを継続的に評価し、必要の都度是正を行う。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制

(1) 「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断し、役員及び従業員の平素からの対応や事案発生時の組織対応制度を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方)

当社は、「コンプライアンス指針」において、暴力団または暴力団密接関係者等の反社会的勢力及び反社会的勢力と関係ある取引先とはいかなる取引も行わない旨を宣言しております。

(反社会的勢力排除に向けた整備状況)

1. 社内規程の整備状況

当社は、上記宣言のもと、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力対策規程」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

2. 対応担当部署及び対応責任者

当社は、反社会的勢力への対応担当部署を経営管理部と定めるとともに、対応責任者を定めております。

また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直に対応担当部署に報告・相談する体制を整備しております。

3. 反社会的勢力排除の対応方法

(1) 新規取引先・株主・役職員について

原則として、新聞記事のデータベース検索を通じて反社会的勢力との関係の有無を調査します。

取引の開始時には、各種契約書等には、「反社会的勢力との関係がないこと」の保証や「関係をもった場合」の暴力団排除条項を明記することとしています。

(2) 既取引先等について

通常必要と思われる注意を払うとともに、一定の範囲を対象として、調査・確認を実施しております。

(3) 既取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合

速やかに取引関係等を解消する体制をとっております。

4. 外部の専門機関との連携状況

当社は、「公益社団法人福岡県暴力追放運動推進センター」へ加盟しており、日常の情報収集や緊急時対応のため、弁護士等外部専門機関との連携体制を構築しております。

5. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、対応担当部署に反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の収集・管理を一元化しております。

6. 研修活動の実施状況

当社は、定期的に役員及び全社員に対して関連規程の内容を踏まえ、反社会的勢力排除の重要性を周知し、反社会的勢力排除に向けた体制整備を図っております。

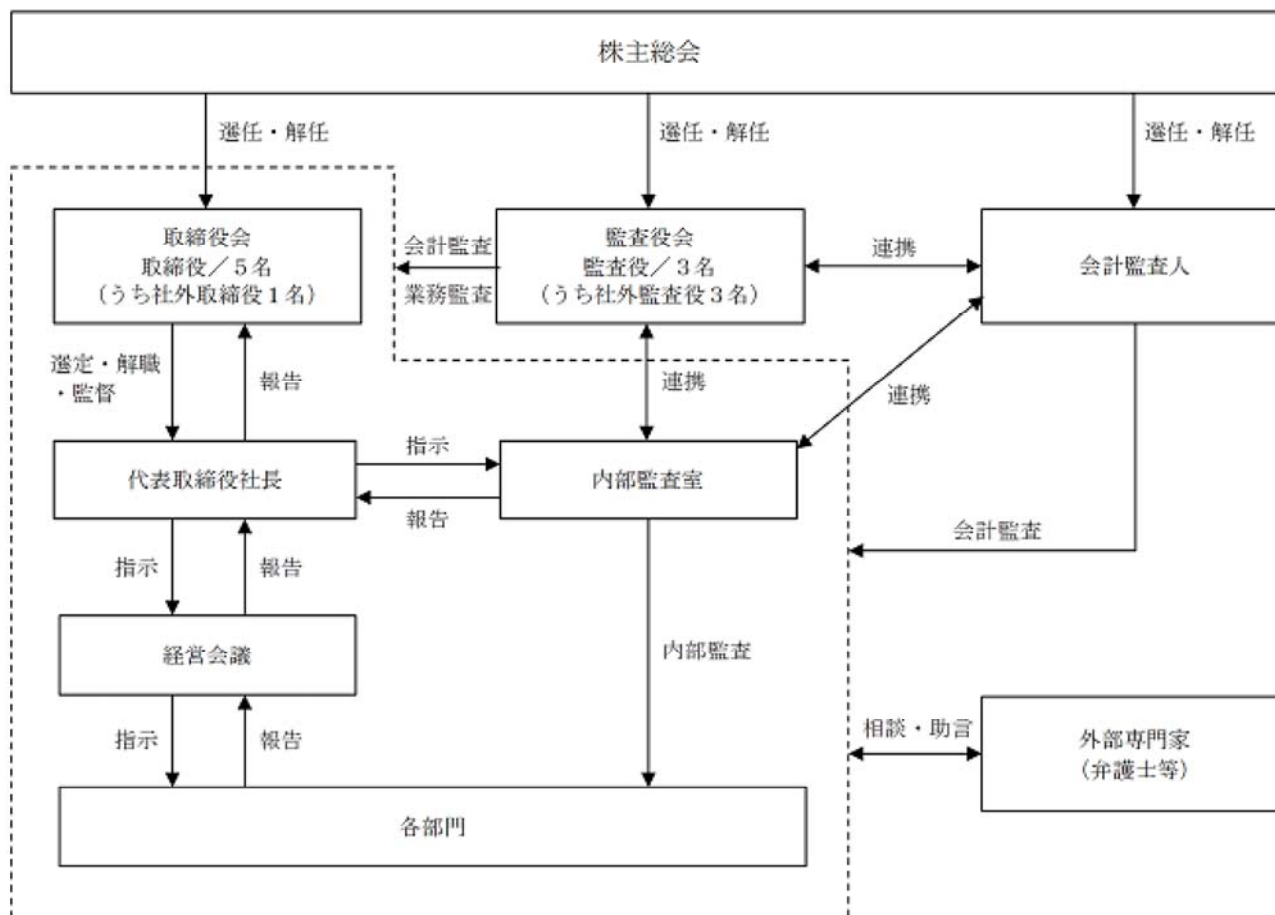
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【情報伝達のフロー】

【開示書類作成のフロー】

